

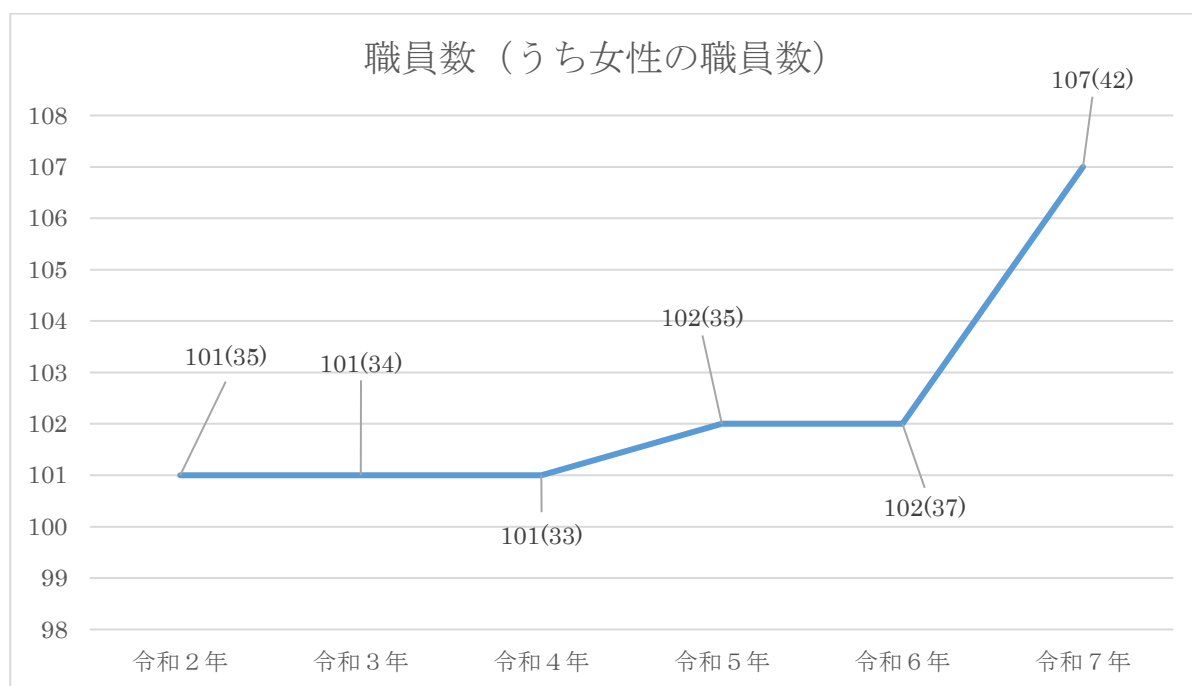
中井町人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

(単位:人)



(各年4月1日現在、単位:人)

区分 部門	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	65	66	67	68	67	69	+4 (6.15%)
教育	24	24	23	23	23	25	+1 (4.17%)
公営企業等	12	11	11	11	12	13	+1 (7.69%)
合計	101	101	101	102	102	107	+6 (5.94%)

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

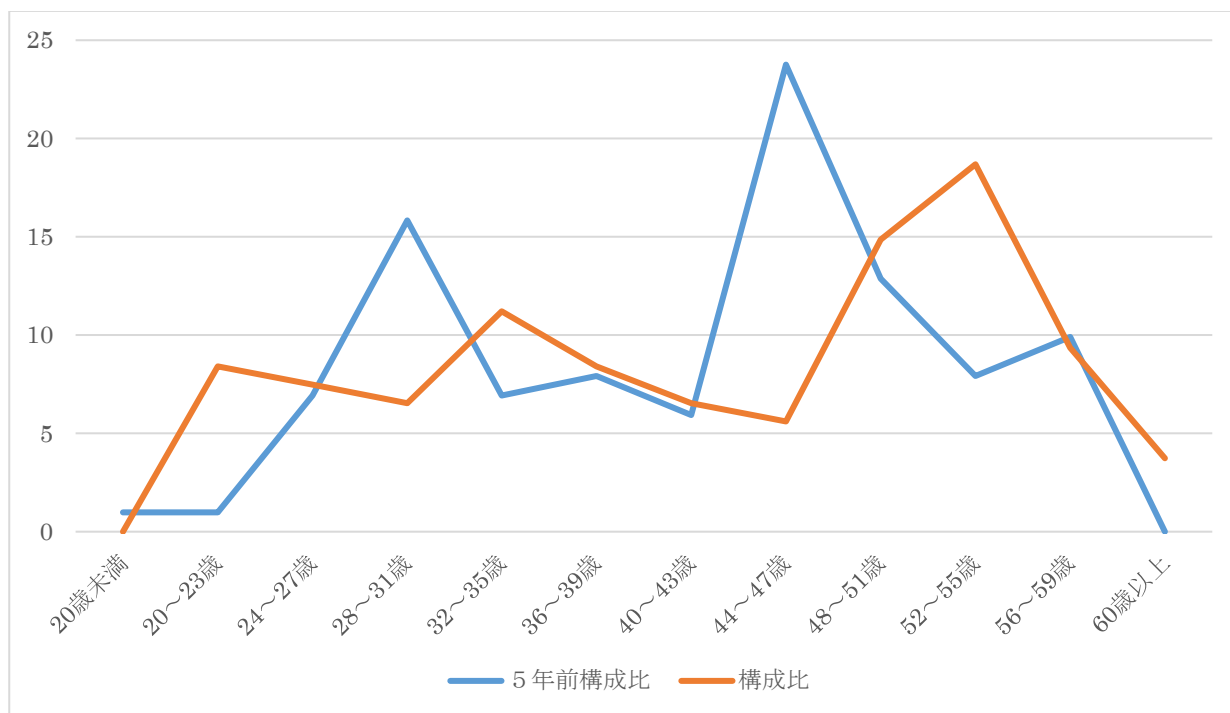
区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	職員配置転換により微増
		総 務	3 0	3 0	0	
		税 務	7	6	1	
		農 林	6	6	0	
		商 工	1	1	0	
		土 木	7	8	△ 1	
		民 生	8	8	0	
		衛 生	8	6	2	
		計	6 9	6 7	2	
	教育部門		2 5	2 3	2	
小 計		9 4	9 0	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.09 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.44 人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道		4	3	1	
	下 水 道		3	3	0	
	そ の 他		6	6	0	
	小 計		1 3	1 2	1	
合 計			1 0 7 [1 2 3]	1 0 2 [1 2 3]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.77 人

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員数の状況



(令和7年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	8人	7人	12人	9人	7人	6人	15人	20人	10人	4人	107人

(4) 採用者の状況

① 職種別採用者数

(単位：人)

職 種		令和6年度採用試験採用者	令和5年度採用試験採用者
一般行政職	計	11	4
	うち女性	7	3
技能労務職	計	0	0
	うち女性	0	0
計	計	11	4
	うち女性	7	3

(注) 1 採用方法は、試験による採用と選考による採用がありますが、中井町では選考による採用は行っていません。

2 会計年度任用職員は含みません。

② 採用試験の実施状況

(単位：人)

年度	職 種	区 分	受験者	1次試験 合格者	2次試験 合格者	3次試験 合格者
令和6年度	一般行政職	計	45	39	20	13
		うち女性	14	13	11	7
	技能労務職	計	0	0	0	0
		うち女性	0	0	0	0
	計	計	45	39	20	13
		うち女性	14	13	11	7
令和5年度	一般行政職	計	34	24	14	6
		うち女性	12	10	7	3
	技能労務職	計	0	0	0	0
		うち女性	0	0	0	0
	計	計	34	24	14	6
		うち女性	12	10	7	3

(5) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

定年退職：定年により退職する場合

勧奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職等

事由別退職者数

(単位：人)

区 分	定 年		勧 奨		自 己 都 合		そ の 他		計	
	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度
一般行政職	4	1	0	0	5	3	0	1	9	5
うち管理職	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	1	0	0	5	3	0	1	9	5
うち管理職	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0

(6) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(単位：人)

職 種	常 時 勤 務		短 時 間 勤 務	
	6年度	5年度	6年度	5年度
一般行政職	0	1	1	3
技能労務職	0	0	0	0
計	0	1	1	3

(注) 職種は再任用時の職種である。

(7) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

(各年6月1日現在)

法定雇用率 2.8%(令和6年4月以降)	令和7年 3.48%	令和6年 3.77%
----------------------	------------	------------

2 職員の人事評価の状況

平成22年4月から、能力に基づく人事評価を実施しています。また、平成27年度より評価制度を見直し、全職員を対象に能力評価と業績評価の両面から評価をし、人材育成、能力開発、また給与等の処遇面への反映を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(一般会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)
令和6年度	人 8,902	千円 4,615,115	千円 344,553	千円 1,045,663	% 22.6
令和5年度	人 8,932	千円 4,411,732	千円 343,091	千円 980,704	% 22.2

(2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

(一般会計決算)

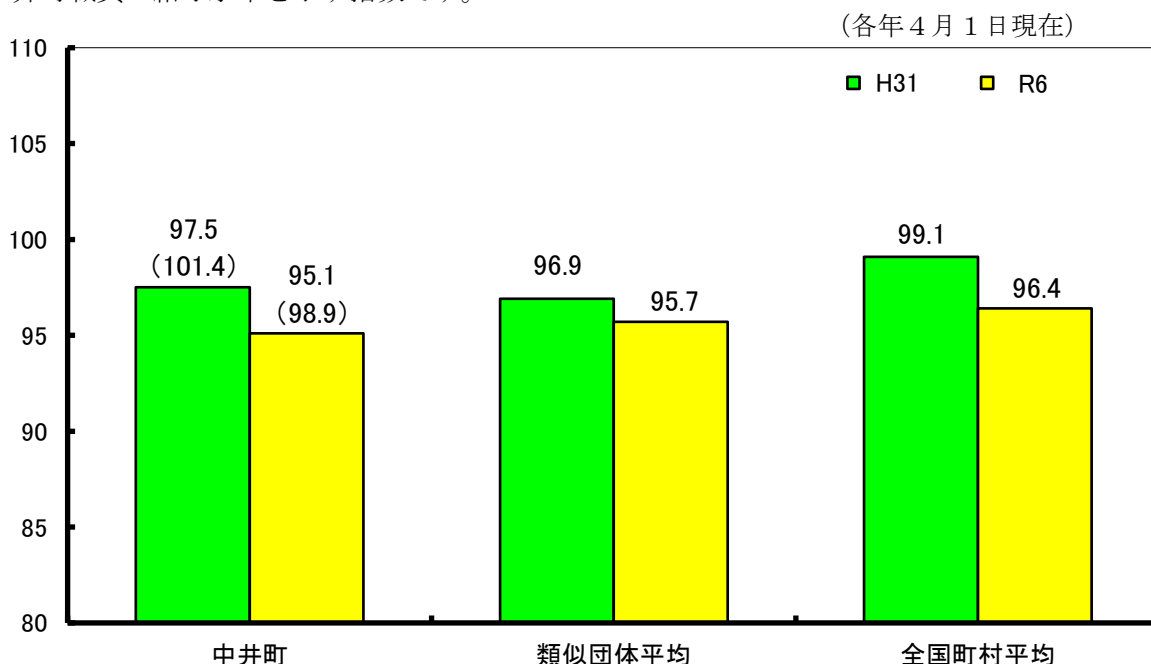
区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 91	千円 347,741	千円 73,561	千円 146,201	千円 567,503	千円 6,236	千円 <後日掲載>
令和5年度	人 92	千円 350,710	千円 71,892	千円 138,632	千円 561,234	千円 6,100	千円 5,613

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、中井町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、中井町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに中井町職員と国家公務員の給料を比較して算出したもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の中井町職員の給与水準を示す指数です。



- (注) 1 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}))$$
により算出。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中 井 町	41.6 歳	322,638 円	389,150 円	円
神奈川県	歳	円	円	円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

② 技能労務職

(令和7年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A/B)
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中 井 町	60.0歳	1人	182,800円	204,736円	円	調 理 師	歳	円	
神 奈 川 県	歳	人	円	円	円				
国	歳	人	円	円	円	用 務 員	歳	円	
類 似 団 体	歳	人	円	円	円				

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 技能労務職の表の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(5) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		中 井 町	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	180,600円	180,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	277,300円	309,000円	339,900円
	高校卒	261,300円	304,600円	-

(注) 平均給料月額とは、経験年数の範囲内に属する職員の給料月額を平均したものである。

(7) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

(令和7年4月1日現在)

種 類	適用 人数 (人)	給 料 月 額 (百 円)								
		級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	106	最高号給額	2,581	3,085	3,547	3,861	3,982	4,157	4,509	4,885
		最低号給額	1,835	2,300	2,653	2,988	3,213	3,552	4,083	4,583
技能労務職	1	最高号給額	2,419	2,631	2,962	3,093				
		最低号給額	1,665	2,110	2,446	2,718				

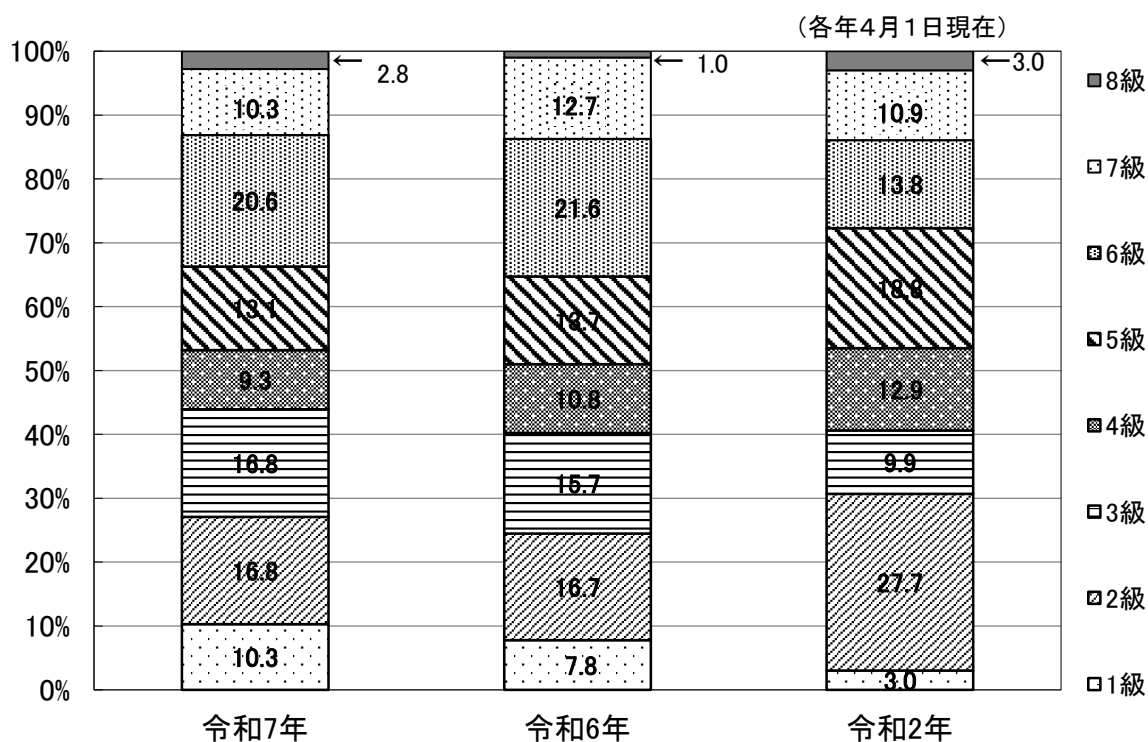
(8) 級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

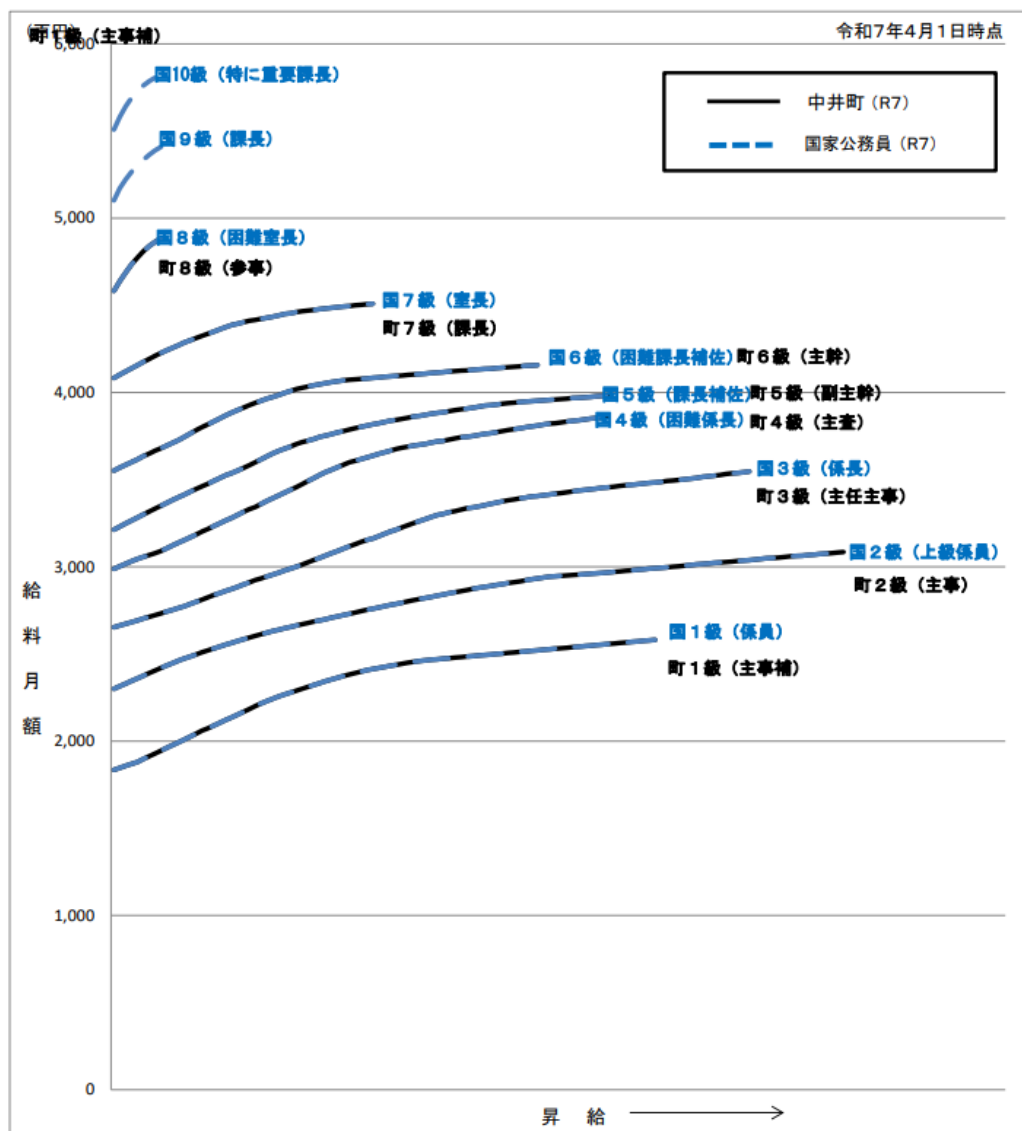
区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事補・技師補	11人	10.3%
2 級	主事・技師	18人	16.8%
3 級	主任主事・主任技師	18人	16.8%
4 級	主査	10人	9.3%
5 級	班長・副主幹・副技幹	14人	13.1%
6 級	主幹・技幹	22人	20.6%
7 級	課長・事務局長・園長	11人	10.3%
8 級	参事	3人	2.8%
合 計		107人	100.0%

(注) 1 中井町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(10) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(11) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため一定年齢以上の職員について、昇給を抑制する制度です。

なお、昇給抑制とは、昇給時の昇給号給数を半分にすることです。

職 種	中 井 町	国	該当職員数	
			令和6年度	令和5年度
一般行政職	56歳以上	55歳以上	7人	6人
技能労務職	56歳以上	55歳以上	1人	1人

(12) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

中 井 町	神 奈 川 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,608千円	1人当たり平均支給額（6年度） 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当

(令和7年4月1日現在)

中 井 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職措置(最大20%加算)			定年前早期退職措置(最大45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額					
※千円			※千円		

- (注) 1 支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によります。
2 ※の欄は、統計の処理上、公表は行いません。

③ 地域手当

(令和6年度一般会計決算)

支 給 実 績		14,554千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		159,934円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全 域	4%	91人	0%

④ 特殊勤務手当

(令和6年度一般会計決算)

支 給 実 績		45千円
支給職員1人当たり平均支給年額		2,368円
職員全体に占める手当支給職員の割合		20.9%
手 当 の 種 類 (手 当 数)		6手当
手当の名称	支 給 対 象 業 務	支 給 単 価
町税等徴収手当	町税等の滞納処分事務に従事するため出張を命ぜられ、これらの事務に従事したとき。	日 額 300円
伝染病等 衛生業務手当	伝染病等が発生したとき伝染病の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は伝染病の病原体をし、若しくは有する疑いのある家畜若しくは伝染病の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務に従事したとき。	日 額 500円 (新型コロナウイルス感染症緊急作業従事日額3,000円等)

手当の名称	支給対象業務	支給単価
行路死病人 理手当	行路死病人が出たとき行路死病人の看視、死体の納かん、埋葬又は変死者の処理又は行路病人の保護等の業務に従事したとき。	死者1件当たり 3,000円 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手 当	道路等の公共用地にある犬、猫等の死体を処理する業務に従事したとき。	1件当たり 500円
有害毒薬物 取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員が、当該業務に従事したとき。	日 額 500円
用地交渉手当	用地の取得、又は物件の損失補償についての交渉業務に従事したとき。	日 額 300円

⑤ 時間外勤務手当

(一般会計決算)

令和6年度	支給実績	29,232千円
	職員1人当たり平均支給年額	370千円
令和5年度	支給実績	27,217千円
	職員1人当たり平均支給年額	349千円

⑥ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 一般会計決算)	支給職員 1人当たり 平均支給額 (令和6年度 一般会計決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 特定期間にある子に対する加算額 1人につき 5,000円	異		千円 7,473	千円 170
住居手当	自己所有住宅居住者 5,000円 (新築・購入後5年間 7,000円) 賃貸住宅居住者支給限度額 28,000円 その他の職員 未支給	異	自己所有住宅居住者 未支給	千円 7,782	千円 116
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (限度額55,000円) 交通用具使用者 片道2km以上から支給 2,000円～ (通勤距離に応じて支給)	同		千円 4,364	千円 55

管理職手当	管理職の職責に応じて給料の25%以内 (町規則により 52,400円～75,500円を支給)	同		千円 8,930	千円 638
管理職員 特別勤務手当	管理職が休日等に勤務したときに支給 8,000円～12,000円	同		千円 388	千円 28
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事 したときに支給 1回につき 6,500円	異	1回につき 4,200円	千円 793	千円 20

(13) 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長 副 町 長 教 育 長		796,000円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			638,000円	850,000円／	505,800円
			580,000円	710,000円／	490,100円
報 酬	議 長 副 議 長 委 員 長 議 員		355,000円	375,000円／	205,000円
			278,000円	307,000円／	175,000円
			264,000円		
			254,000円	286,000円／	155,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長		(令和6年度支給割合) 年間4.15月分		
			(令和6年度支給割合) 年間4.15月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			796千円×37.5/100×48月	14,328千円	任期終了ごと
			638千円×25.0/100×48月	7,656千円	任期終了ごと
			580千円×20.0/100×36月	4,176千円	任期終了ごと

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

- (注) 1 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期
(4年＝48月 ※教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(14) 給与改定の概要

令和6年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて、令和6年11月に一般職給与の改定を行いました。

	中井町	人事院勧告
給料	大卒初任給 23,800 円、高卒初任給 21,400 円引上げ、それに伴う若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に号給の引上げ	大卒初任給 11,000 円、高卒初任給 12,000 円引上げ、それに伴う若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に号給の引上げ
手当	期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.10 月分引上げ（期末・勤勉手当年間支給月数 4.50 月分→4.60 月分）	期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.10 月分引上げ（期末・勤勉手当年間支給月数 4.50 月分→4.60 月分）

(15) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国基準0%に対し、近隣市町の支給状況、現行の給与水準等を考慮し、本町では4%を支給。

	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
中井町の支給割合	4%	4%	4%	4%	4%

(16) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

種 類	内 容	支 給 額
鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給	実 費
宿 泊 料	宿泊を要する場合に支給	実 費 (限度額 15,000 円)
食 事 料	水路旅行又は航空旅行の場合で、運賃の別に食費を要する場合に支給	実 費 (限度額 2,400 円)

4 公営企業職員の状況

【水道事業】

(1) 職員給与費の状況

① 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5 年度の総費用に占 める職員給与費比率
6 年度	千円 247,042	千円 93,708	千円 21,775	% 8.8	% 11.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A	市町村平均 1 人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6 年度	人 3	千円 14,435	千円 1,482	千円 5,858	千円 21,775	千円 7,258	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	43 歳	328,250 円	411,624 円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(令和 6 年度水道事業会計決算)

中 井 町	中井町 (一般行政職)
1 人当たり平均支給額 1,953 千円	1 人当たり平均支給額 1,608 千円

手当の支給月数及び加算措置状況については、3 (12) ① 期末手当・勤勉手当に記載のものと同様です。

② 退職手当

令和 6 年度は水道会計からの退職はありませんでした。

③ 地域手当

(令和 6 年度水道事業計決算)

支 給 実 績		582 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		194 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全 域	4 %	3 人	0 %

④ 特殊勤務手当

(令和6年度水道事業会計決算)

支 給 実 績	2 5 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	1 3 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	6 6 . 7 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)	6 手当

手当の名称、支給単価については、3 (1 2) ④特殊勤務手当に記載のものと同様です。

⑤ 時間外勤務手当

令和6年度	支 給 実 績	5 1 9 千円
	職員1人当たり平均支給年額	1 7 3 千円
令和5年度	支 給 実 績	7 6 7 千円
	職員1人当たり平均支給年額	2 5 6 千円

⑥ その他手当

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和6年度水道事業会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度水道事業会計決算)
扶養手当	同	8 6 8 千円	2 8 9 千円
住居手当	同	1 3 7 千円	6 9 千円
通勤手当	同	9 8 千円	3 3 千円
管理職手当	同	7 0 4 千円	7 0 4 千円
管理職 特別勤務手当	同	0 千円	0 千円

【下水道事業】

（１）職員給与費の状況

⑥ 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5 年度の総費用に占 める職員給与費比率
6 年度	千円 466,227	千円 30,480	千円 18,003	% 3.9	% 3.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A	市町村平均 1 人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6 年度	人 3	千円 12,379	千円 1,060	千円 4,564	千円 18,003	千円 6,001	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数です。

（２）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	42 歳	327,567 円	399,188 円

（３）職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

(令和 6 年度下水道事業会計決算)

中 井 町	(中井町・一般行政職)
1 人当たり平均支給額 1,521 千円	1 人当たり平均支給額 1,608 千円

手当の支給月数及び加算措置状況については、3（12）①期末手当・勤勉手当に記載のものと同様です。

②退職手当

令和 6 年度は下水道会計からの退職はありませんでした。

③地域手当

(令和 6 年度下水道事業計決算)

支 給 実 績		476 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		159 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全 域	4 %	3 人	0 %

④特殊勤務手当

(令和6年度下水道事業会計決算)

支 給 実 績	0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額	0 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 . 0 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)	6 手当

手当の名称、支給単価については、3 (1 2) ④特殊勤務手当に記載のものと同様です。

⑤時間外勤務手当

令和6年度	支 給 実 績	4 9 5 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	1 6 5 千円
令和5年度	支 給 実 績	1 1 8 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	5 9 千円

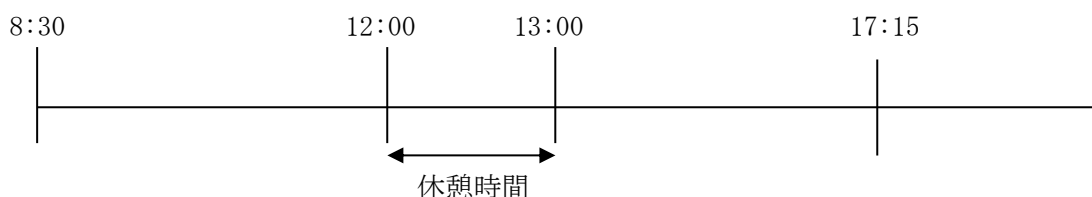
⑥その他手当

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和6年度下水道事業会計決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和6年度下水道事業会計決算)
扶養手当	同	4 2 0 千円	2 1 0 千円
住居手当	同	4 5 6 千円	1 5 2 千円
通勤手当	同	1 0 9 千円	5 5 千円
管理職手当	同	0 千円	0 千円
管理職 特別勤務手当	同	0 千円	0 千円

5 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。勤務時間の途中に1時間の休憩時間があります。(令和7年4月1日現在)



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日) (単位: 日)

令和6年の平均取得日数	令和5年の平均取得日数
11.8日	11.9日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種 類	付与日数 (日)	取得者数 (人)	
		令和6年	令和5年
(1) 選挙権を行使する場合の休暇	※	0	0
(2) 証人等のため官公署に出頭する場合の休暇	※	0	0
(3) 骨髄提供のために検査、入院等をする場合の休暇	※	0	0
(4) ボランティアをする場合の休暇	5日	0	0
(5) 結婚をする場合の休暇	5日	1	0
(6) 女性職員の産前休暇	産前6週間	0	2
(7) 女性職員の出産休暇	産後8週間	0	2
(8) 子が1歳に達しない職員の育児休暇	30分×2回/日	0	0
(9) 男性職員の妻が出産する場合の休暇	2日	1	2
(10) 男性職員の育児参加のための休暇	5日	0	0
(11) 小学校就学前までの子の看護休暇	5日(10日)	9	10
(12) 要介護者の介護等のための休暇	5日(10日)	1	0
(13) 親族の死亡のための休暇	1日～7日	14	15
(14) 父母の祭日(法要)のための休暇	1日	0	0
(15) 夏季休暇	5日	90	98
(16) 災害による住居復旧作業等による休暇	7日	0	0
(17) 交通機関の事故等により出勤が困難な場合の休暇	※	0	9
(18) 災害時の身体危険回避のための休暇	※	0	0
(19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による休暇	※	0	0
(20) 女性職員の生理休暇	2日	0	0
(21) 女性職員が母子保健法による検査を受診のための休暇	※	0	0

(注) ※印の付与日数は、「必要と認められる期間」です。

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、介護休暇は、一の要介護状態ごとに3回以下かつ合計6月以下の範囲内で取得することができ、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。介護時間は、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができます。

	取得者数（人）	
	令和6年度	令和5年度
介護休暇	0	0
介護時間	0	0

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数（人）	
	令和6年度	令和5年度
病気休暇	34	19

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数（人）	
	令和6年度	令和5年度
育児休業	4（2）	4（2）
部分休業	3（3）	2（2）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

（各年4月1日現在）

組織等	説明	令和7年度		令和6年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
衛生管理者	健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	5	5	5	5
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	1	1	1	1

衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	1	1	1	1
-------	--	---	---	---	---

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

区 分	令和6年度	令和5年度
分限処分者	3	3
懲戒処分者	0	0

7 職員の服務の状況

(1) 服務に関する基本原則の概要

基 本 原 則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種 類	付与日数（日）	承認者数（人）	
		令和6年	令和5年
総合健康診断を受診するための休暇	1日	44	47
消防団等の公益活動に参加するための休暇	必要と認められる期間	2	1

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許 可 し た 内 容	許 可 件 数 (件)	
	令和6年度	令和5年度
外部団体試験監督員、選挙投票立会人	2	1

8 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

平成 17 年に中井町人材育成基本方針を策定し、職員の能力・資質の向上を図り、その有している可能性・能力の開発を進めてきました。しかし、近年の地方公共団体を取り巻く様々な状況を踏まえ、町として取り組んでいく人材育成のあるべき姿とその方向性を、人材育成のみならず人材確保や職場環境の整備等を含めた総合的な観点から体質を強化するよう、令和 7 年 3 月に基本方針を全面的に改定しました。なお、中井町人材育成基本方針は、町のホームページに掲載されています。

(2) 研修実施状況

(令和 6 年度 派遣研修)

研 修 名	受 講 者
新採用職員（前期）	主任主事級 1 人、主事級 1 人、主事補級 2 人
メンター養成	主任主事級 1 人
法制執務（入門）	主事補級 1 人
災害に関する危機管理	主幹級 1 人
用地事務	主任主事級 1 人
不動産鑑定評価	主任主事級 1 人
用地買収の税制度	主幹級 1 人
マネジメント（初級）	班長級 1 人
OJT（新人・後輩育成担当者）	主事級 1 人
住民対応とクレーム	主事級 1 人
固定資産税（家屋）	主事補級 1 人
住民との協働	主幹級 1 人
市町村民税（所得税法、個人）	主事補級 1 人
マネジメント（上級）	課長級 1 人
民法	主任主事級 1 人
財務事務	主幹級 1 人、主任主事級 1 人
行政法	主査級 1 人
政策法務	主任主事級 1 人
基礎力向上	主事級 1 人
地方自治法	主事補級 1 人
行政争訟法	主幹級 1 人
新採用職員（後期）	主事級 1 人、主事補級 1 人
マネジメント（中級）	主幹級 1 人
法制執務（基礎）	主事級 1 人
クレーム対応	主幹級 1 人、班長級 1 人
公営企業会計（入門）	主事級 1 人
次世代の職員と組織	課長級 1 人
多文化対応力向上	主事級 1 人
政策形成	主事級 1 人
EBPM 実践	主査級 1 人
メンタルヘルス	副主幹級 1 人

新採用職員	主任主事級 1 人、主事級 1 人、主事補級 2 人
監督者Ⅲ（マネジメント）	班長級 1 人
プレゼンテーション	主事級 2 人
タイムマネジメント	主事級 1 人、主事補級 1 人
ファシリテーション	主任主事級 1 人
DX 理解	課長級 2 人、班長級 1 人、主査級 1 人、主任主事級 2 人、主事級 1 人

（注） この表に掲げるほか、町主催で新採用職員研修、人事評価被評価者研修、コミュニケーションスキルアップ研修を実施しました。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１） 共済組合の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します（公立学校に勤務する栄養士、用務員等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の 3 つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員（職員）の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法 定 給 付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金は、平成 27 年 10 月から厚生年金と一元化されたことに伴い、公務員は厚生年金加入者となり、国民年金（基礎年金）及び厚生年金、旧職域部分の廃止により新設された「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の 3 つから構成されることとなりました。

【 厚生年金 】

老齢厚生年金	原則として、被保険者期間などが 10 年以上で、かつ、65 歳以上であるとき
障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
障害手当金	障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害の状態にあるとき
遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき

【 退職等年金給付（年金払い退職給付） 】

退 職 年 金	平成 27 年 10 月以降に引き続く組合員であった期間が 1 年以上あり、65 歳以上で退職しているとき
公務障害年金	平成 27 年 10 月 1 日以降に初診日がある公務による病気または負傷により障害の状態になったとき

公務遺族年金	平成 27 年 10 月 1 日以降に発生したまたは初診日がある公務による病気または負傷が原因で在職中または退職後に死亡したとき
--------	--

【 国民年金（基礎年金） 】

老齢基礎年金	保険料納付済期間などが 10 年以上ある方が 65 歳になったとき
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の 3 分の 2 以上ある方が、障害等級 1 級または 2 級に該当する障害者になったとき
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その方に扶養されていた 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を迎えるまでの子がいるなどのとき

③ 福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保 健 事 業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
貸 付 事 業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
貯 金 事 業	給料から天引きにより積立
物 資 事 業	自動車代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。
団体保険事業	万が一不幸があった場合に保険金を給付する相互扶助事業

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		令和 6 年度		令和 5 年度	
		傷 病	死 亡	傷 病	死 亡
通勤災害	新規認定件数	0	0	0	0
	補 償 件 数	0	0	0	0
公務上の災害	新規認定件数	2	0	0	0
	補 償 件 数	2	0	0	0

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年 1 回実施しており、職員の健康に配慮しています。

（４）メンタルヘルスへの対応状況

産業医と面談する機会を 2 月に 1 回設け、職員の健康に配慮しています。

ストレスチェックを年 1 回実施し、高ストレス者からの申し出に応じて、産業医による面接指導の機会を設け、適切に対応しています。

（５）セクシャルハラスメントへの対応状況

相談を受けた場合、必要に応じて所属長や人事主管課と連携して対応することとしています。

（６）その他厚生制度の概要

職員親睦会は、職員の福利厚生を増進するために設置された組織で、全職員で構成されていま

す。職員からの会費で運営されています。
主に親睦事業を実施しています。

10 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

（1）苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

（2）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

（単位：件）

令和6年度 当初係属件数	新規要求 件数	処 理 件 数					令和6年度 末係属件数
		要求認容	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（3）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

（単位：件）

令和6年度 当初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					令和6年度 末係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0